

相続

Souzoku tsushin

通信

2023
June

06



税理士法人 YGP 鯨井会計

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮 3-7-5
TEL 029-856-8066 FAX 029-858-4452
E-Mail : info@kujirai-kaikei.com <https://www.kujirai-kaikei.com>

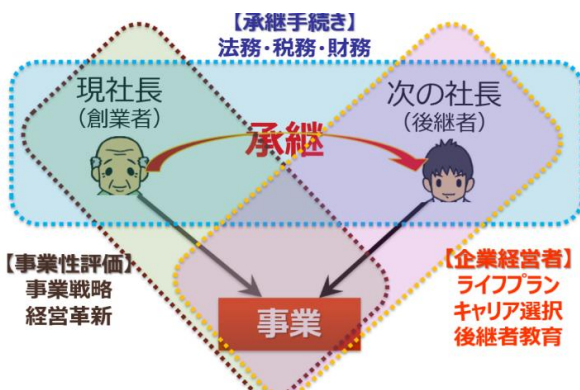
従業員への事業承継を成功させる方法

今回のテーマは従業員承継です。後継者不在で悩んでいる経営者の皆さまが、従業員を後継者として考える場合、どのように検討すればよいでしょうか。

従業員承継の基本

事業承継は、企業経営者の立場（社長）の交代であるとともに、経営者の地位を裏付ける財産（株式）を承継することでもあります。

その際、「これからも事業は大丈夫か?」という事業性評価の問題、「経営者の退任・就任」という企業経営者の問題、「資産をどのように承継するのか?」という承継手続きの問題という3つの側面から検討しなければいけません。これは従業員承継であっても同じです。



従業員承継における事業性評価は、親族内承継の場合と同じです。例えば、赤字が続いているが収益性改善が難しい、売上減少が続いているが食い止めることは困難というケースです。

この点、従業員承継では、現経営者が築いた経営管理体制を後継者がうまく引き継ぐことができないことが大きな問題となります。

また、従業員が後継者になることを躊躇すること、経営者教育が必要となることが問題とな

ります。

従業員は、サラリーマンとして雇われる立場において長年働いてきたため、自分がオーナー経営者となって支配すること、組織のトップに立ってリーダーシップを発揮することは難しいと尻込みするケースが多いようです。

この点、カリスマ性の高い経営者がいた場合、後継者がリーダーシップを発揮することは容易ではありません。

これまで他の従業員と同じレベルで働いてきた従業員がお題目だけを掲げても、他の従業員はついてきてくれないでしょう。他の従業員からの協力が得られるよう、組織的な経営体制に変えなければいけません。

従業員承継における 株式承継と経営者保証

従業員承継では、従業員が株式や事業用資産を承継することが大きな問題となります。法人の株式の買取りには資金調達に伴うからです。

従業員承継の場合、現経営者が所有する株式や事業用資産を後継者に対して有償で譲渡することになります。

しかし、その買取り資金が無いケースがほとんどです。そこで、日本政策金融公庫などの金融機関からの融資を受けることができるかが問題となります。

また、現経営者が負担する銀行借入金や個人保証を従業員が引継ぐことを嫌がる状況があります。

その場合、そもそも銀行借入金を引き継がないようにする方法はないか、引き継ぐとしても個人保証を外す方法はないか、検討することになります。

負債の引継ぎは、事業性評価と関連する問題です。事業性に問題が無く、借入金の返済可能性が高い場合は、後継者が負債の引継ぎを嫌がることは無いでしょう。

しかし、事業性に問題があり、借入金を返済できなくなる可能性がある場合は、後継者が負債の引継ぎに躊躇することになります。会社が倒産すれば、個人財産も失ってしまう事態に陥るからです。

有償で譲渡するという場合であっても、会社の株式評価が非常に高くなっているために従業員が買い取ることができない状況に直面します。

この点、会社に定期預金や有価証券などの余剰資金や生命保険の積立金があるために株式評価額が高くなっている状況であれば、解決策は明確です。

一つは、株式評価額を下げてから株式を譲渡する方法です。余剰資金や保険解約返戻金を現経営者に退職金として支払うか、株主に剰余金の分配を行えば、株式評価額は低下します。従業員に手が届く金額まで評価を引き下げることができればよいでしょう。

もう一つは、会社ではなく、事業だけを切り出して譲渡する方法（事業譲渡）です。余剰資金や生命保険は会社に残し、営業用資産と負債のみ従業員へ譲渡するということです。そうすれば、従業員に手が届く金額まで評価を引き下げることができます。

本社ビルのような大きな不動産や投資用資産があるために株式評価が高くなる場合があります。この状況では、会社ではなく、事業だけを切り出して譲渡する方法（事業譲渡）を採ります。すなわち、不動産は会社に残し、営業用資産と負債のみ従業員へ譲渡するというこ

とです。そうすれば、従業員が買い取ることができるでしょう。

後継者である従業員の資金調達方法として、日本政策金融公庫（国民生活事業）の融資があります。最大7,200万円です。

中小企業経営承継円滑化法の金融支援の適用も受けるとすれば、低い特例利率が適用されますので、有利な条件での借入金となります。

所有と経営の分離

現経営者の子どもが社長に就かなかつたために、孫へ事業を継がせようとするケースがときどきあります。つまり、孫の世代まで事業承継を先延ばしすることです。

この場合、現経営者は、後継者である従業員は「中継ぎ」と位置づけて株式を承継せず、株式を持ち続けます。

しばらくの間は、従業員や外部招聘の専門人材に、リリーフとして社長職を任せます。雇われサラリーマン社長による経営となります。

この状況が発生することはやむを得ませんが、いくつか問題があります。

株主側からすれば、親族外の従業員が社長として経営を行うことによって、経営リスクを考えない無茶な経営が行われ、会社が倒産してしまうおそれがあります。

サラリーマン社長は、会社を所有しているわけではなく、債務保証しているわけでもありませんので、ハイリスクの投資を実行しようとするわけでは

一方で、サラリーマン社長側からすれば、業績向上によって事業価値が高まったとしても、個人の利益に直結しないことから、業績を上げるための経営努力を行おうというモチベーションが生じにくいという問題があります。

これらの問題点には注意が必要でしょう。

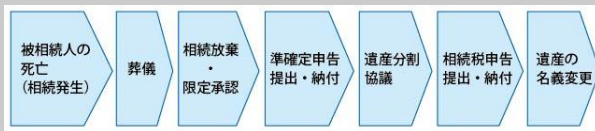
（公認会計士/税理士 岸田康雄著『相続生前対策パーフェクトガイド』『富裕層のための相続税対策と資産運用』より日本ビジネスアップが編集）

相続手続きの流れと期間を教えてください。

遺産が実際に自分のものになるまでには、
時間と手間がかかります。

相続が発生した時、書類の提出や手続き完了までどのくらいかかるのかなど、分かりにくいことが沢山あります。相続時の書類や手続きの流れについてまとめました。

■相続手続きの全体の流れと期間



- 相続手続きの全体の流れは上記参照
- 期間は相続放棄までは3か月
- 準確定申告提出は4か月
- 相続税申告書提出は10か月
- 遺産の名義変更のうち不動産の名義変更は3年以内

■相続手続きに必要な書類

①相続放棄・限定承認

相続放棄	<ul style="list-style-type: none"> • 相続放棄申述書 • 被相続人の住民票除票又は戸籍附票 • 相続放棄する人の戸籍謄本 • 収入印紙 800円 • 切手 相続放棄する人の立場によって書類は変わります。
限定承認	<ul style="list-style-type: none"> • 限定承認の申述書 • 被相続人の出生から死亡までの戸籍と住民票除票または戸籍附表 • 法定相続人全員の戸籍謄本 • 収入印紙 (一人800円) • 返信用の郵便切手 • 手数料

②準確定申告

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • 毎年の確定申告時に用意していた書類 • 年金受給者は亡くなる前までもらった年金について源泉徴収票を発行してもらう
------	---

③相続税申告

税務申告において提出書類の難しさは、特例措置などが多数あるため、提出する書類が事情に応じて異なります。

特例措置については、専門性が高いプロに任せたほうが適切な申告を行ってくれます。

④不動産の名義変更

不動産の名義変更登記は申請書類一式を持って、相続財産の所在地の管轄法務局へ行きます。管轄法務局の登記には1週間以上の時間がかかります。申請件数の多さと、法務局の窓口や処理する職員の数によっては長いと1か月かかる場合もあります。

不動産の相続登記については令和6年より3年以内の登記が義務付けられます。

⑤預貯金の名義変更

金融機関は口座名義人の死亡を知ると、口座凍結してしまいます。死亡した人の預金を、誰かが自由に出し入れできないようにさせるため、相続トラブルなどの観点から行われています。ただ葬儀の前後などは支払も多いため2019年7月1日からは遺産分割が確定する前でも、故人の預金を引き出すことができるようになっていました。

■遺産は相続手続き完了後にもらえる

相続人は遺産を相続手続き完了後にもらえます。相続財産によって名義変更期間が異なりますが、基本的には以下ようになります。

- (1) 預貯金の場合、数日から数週間
- (2) 不動産の場合、申請から1,2週間
(ただし、1カ月以上かかる場合もあり)
- (3) 動産の場合 自家用車の場合なら、1,2日